レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 ニ　その他金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分

2　［略］

3　第一項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

4　［略］

5　第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項及び第十項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6　第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

［7～9　略］

2　［同上］

3　第一項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。以下同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

4　［同上］

5　第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6　第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

［7～9　同上］